

## 「伴走支援型特別保証制度」、兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」の保証限度額が6,000万円に引き上げとなりました

当協会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆様に対して資金繰り支援を行うため、「伴走支援型特別保証制度」及び兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」の取り扱いを行っています。

このたび、令和4年2月1日協会申込受付分から、両制度の保証限度額が4,000万円から6,000万円に引き上げとなり、セーフティネット保証の認定を取得されていない方も対象者に追加されるとともに、取扱期間が令和5年3月31日(協会申込受付分)まで延長されました(兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」の取扱期間も同様に延長される予定)。両制度の保証制度概要は以下のとおりとなります。

### 制度概要

対象者	次の(1)～(3)のいずれかに該当し、経営行動計画を策定した方 (1)セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)の認定を受けた方 (2)セーフティネット保証5号の認定を受け、かつ次の①、②のいずれかに該当する方 ① 売上高等減少率が15%以上 ② 売上高等減少率が15%未満の場合、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少 (3)次の③、④のいずれかに該当する方 ③ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少 ④ 最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少
保証限度額	両制度を合算して6,000万円
保証期間	10年以内(うち据置期間5年以内)
貸付利率	金融機関所定利率(伴走型経営支援特別貸付は年0.90%)
保証料率	対象者(1)(2)の場合 年0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%) ※ 国による保証料補助(当初保証料に限る)により、保証料の負担は年0.20%相当額となります。 対象者(3)の場合 年0.45%～1.90%(経営者保証免除対応を適用する場合は年0.65%～年2.10%) ※ 国による保証料補助(当初保証料に限る)により、保証料の負担は年0.20%～1.15%相当額となります。
取扱期間	令和5年3月31日まで(協会申込受付分)

上記は制度の概要になりますので、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください